

代議員選挙に関する規則（定款、細則）

日本船舶海洋工学会

定款抜粋

（代議員の選出、任期）

- 第14条 代議員は、正会員の中から選ばれることを要し、概ね正会員 50 人の中から 1 人の割合をもって選出される。
- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規定は細則に定める。
 - 3 正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。
 - 4 第2項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
 - 5 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
 - 6 第2項の代議員選挙は、2 年に一度実施することとし、代議員の任期は選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。
 - 7 代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員了解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
 - 8 代議員は、第 10 条により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

細則抜粋 第 3 章 代議員の選出

（選挙管理委員会）

- 第 11 条 代議員選挙を適切に実施するために、代議員選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という。）を設置する。
- 2 選挙管理委員会は、代議員選挙に係る事務を司る。
 - 3 選挙管理委員会は、理事及び理事会から独立した組織とする。
 - 4 選挙管理委員会は、会長から委嘱された以下の委員により構成される。

各支部が推薦した正会員	各 2 名
前会長	1 名
 - 5 役員は、委員になることができない。
 - 6 委員は、次期代議員になることができない。
 - 7 委員の任期は、代議員選挙実施後、最初に行われる定時総会終了までとする。
 - 8 委員の氏名は公示される。

（選挙管理委員会の運営）

- 第 12 条 委員長は前会長をもってあてることとし、選挙管理委員会を代表する。
- 2 委員長が欠けたときに備えて、委員の互選によって委員長代理を予め選任し、必要ある際は、委員長の職務を代行する。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、選挙管理委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 選挙管理委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 5 選挙管理委員会は、その業務の一部を事務局に委任することができる。

（選挙区）

- 第 13 条 代議員選挙は、東部・関西・西部の各支部単位で行うものとし、正会員は所属する支部の代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。
- 2 代議員の定員は、代議員選挙を実施する年の 4 月 1 日に支部に所属する正会員の数を 50 で除し、1 名未満の端数を四捨五入した数を、当該支部選挙区の定員とする。
 - 3 補欠の代議員の定員は、前項の代議員の定員の数を 5 で除し、1 名未満の端数を四捨五入した数と

する。

4 前2項の定員は、代議員選挙実施の時点において定めるものとし、次の代議員選挙実施までの間に、正会員数が増減しても、その定員は変更しないものとする。

5 代議員は、任期中に転居等により所属支部を変更してもその任を解かない。

(選挙結果の判定)

第14条 代議員選挙における候補者の得票順に従って、定員の範囲で当該選挙区の代議員として選任する。なお、得票数が同じ場合は、年齢の高い順によるものとする。

2 代議員選挙の次点者以下を定員の範囲で当該選挙区の補欠の代議員として選任する。補欠の代議員の優先順位は、代議員選挙の得票順によるものとする。得票数が同じ場合は、年齢の高い順によるものとする。

(選挙結果の公示、通知)

第15条 選挙管理委員会は、代議員及び補欠の代議員に対し、選任されたことを通知する。

2 選挙管理委員会は、選挙結果を取りまとめ、会長に通知する。

3 選挙管理委員会は、選挙結果を公示しなければならない。

代議員選挙実施内規

平成 22 年 11 月 19 日理事会承認
平成 24 年 9 月 21 日理事会承認
平成 25 年 1 月 18 日理事会承認

(選挙の実施の決定及び公示)

1. 代議員選挙の実施時期は、理事会が決定する。
2. 代議員選挙管理委員会（以下、「委員会」という）は、前項の決定に関する会長からの通知に基づき選挙の実施に関する以下の事項に係る公示を行う。

選挙区の定員

代議員選挙候補者届出期間

投票期間

その他

(候補者)

3. 正会員は、代議員選挙候補者届出期間内に、立候補届出書を委員会に提出して、自ら候補者となることができる。立候補届出書には、届出者氏名（自筆）、所属支部、所属機関、届出年月日を記載しなければならない。
4. 正会員は、代議員選挙候補者届出期間内に、候補者推薦届出書を委員会に提出することにより、被推薦者を候補者とすることができる。この場合、届出者と被推薦者は同一の支部に所属しなければならない。候補者推薦届出書には、届出者の氏名（自筆）、所属支部、所属機関、届出年月日、並びに、被推薦者の氏名（複数名連記可）、所属機関を記載しなければならない。本届出に際して、届出者は、予め被推薦者から推薦されることの同意を得るものとする
5. 委員会は、提出された届出書の内容を確認し、記載に誤りがある場合等、不適当な場合には、不受理とすることができる。この場合、届出者にその旨通知するものとする。

(候補者数が定員以下の場合)

6. 候補者数が定員以下の場合、委員会は、当該選挙区の候補者を当選とする。
7. 委員会からの通知を受けて、理事会は、代議員の定員を満たさない選挙区の代議員の不足する定員分について、選挙の実施を決定する。なお、当該選挙は1回限りとする。

(補欠の代議員の定員が満たない場合)

8. 代議員選挙の結果、当該選挙区の補欠の代議員の定員が満たない場合には、補充のための選挙は実施しない。

(投票の方法)

9. 正会員は、委員会があらかじめ郵送する投票用紙に記入して、委員会に送付することにより選挙権を行使するものとする。
10. 委員会は、投票用紙に所属支部選挙区ごとに候補者氏名を全て記載しなければならない。
11. 正会員は、所属する支部選挙区について、連記無記名式により投票するものとする。

(開票・集計)

12. 正式の投票用紙に、定員の50%以上、100%以下の者を連記したものを有効とする。
13. 所定の投票方法によらない投票は、無効とする。

(代議員が欠けた時)

14. 代議員が欠けた時には、当該代議員が選任された際の支部の補欠の代議員の中から代議員を選定するものとする。
15. 委員会は、退任した代議員の氏名、及び、新たに選定された代議員の氏名を公示しなければならない。

(在外会員の投票・集計)

16. 在外会員は、各支部選挙区からいずれか1つの選挙区を選び、連記無記名式により投票するものとする。
17. 在外会員による投票は選挙区毎に集計し、国内正会員による選挙区毎の投票数に加算する。
18. 選挙区毎に規定した定員の50%以上100%以下の者を連記したものを有効とする。

附 則

- (1) この内規は、平成22年11月1日から施行する。
- (2) この内規の変更は、平成24年9月21日から施行する。
- (3) この内規の変更は、平成25年1月18日から施行する。